

昭和56年5月以前の建物を所有する人へ

地震に備えよう

命を守る 住宅の耐震化

阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより多くの尊い命が奪われました。市は、震災の教訓を踏まえ、住宅の耐震化を促進しています。住宅の耐震診断の結果、安全性が低いとされた住宅の所有者に対して住宅の建替工事補助などを行っています。問い合わせは市建築指導課 ☎784-8065へ。

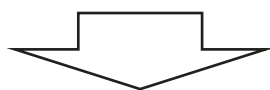
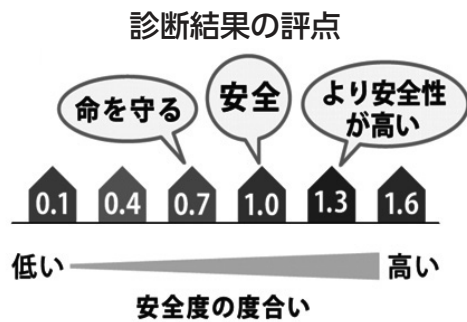


振動実験結果 出典：国立研究開発法人防災科学技術研究所

耐震化工事までの流れ

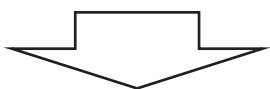
1. まずは住宅の耐震診断を

住宅を耐震化するためには、始めに耐震診断を行い、地震に対して建物の安全度がどのくらい高いのかを調べます。市が行っている「簡易耐震診断推進事業」に申し込みと簡易耐震診断員が耐震診断を実施します。診断費用は木造戸建住宅の場合3150円です。診断結果は右図の通り、評点で示されます。評点1.0未満は安全性が低いため、耐震工事が必要になります。



2. 安全性が低い場合は耐震設計を

耐震診断の結果、安全性が低いと診断された場合は耐震性を向上させるために、専門家である建築士が耐震設計を行い、補強の方法を決めます。図1のフローチャートで、自分に合った補助メニューを見つけましょう。



3. 耐震化工事で安全・安心に

決められた耐震設計を基に耐震化工事を行います。市は、耐震化工事の費用や居室内の安全性を確保するための工事費の補助(表1)を行っています。同事業を活用し、地震に備えて住宅の安全性を高めましょう。



耐震診断・補助第1期の受け付け期間

【受付期間】 5月16日～8月12日

【対象住宅】 昭和56年5月31日以前に建てられた住宅(その他条件あり。詳しくは市ホームページ(二次元コードから読み取り可)を確認を)

申し込みは、市役所6階の建築指導課にある所定の申込用紙(市ホームページからダウンロード可)を書き、必要書類を添えて直接、同課へ。予定数に達し次第、終了。



図1 あなたに合う補助を見つけよう

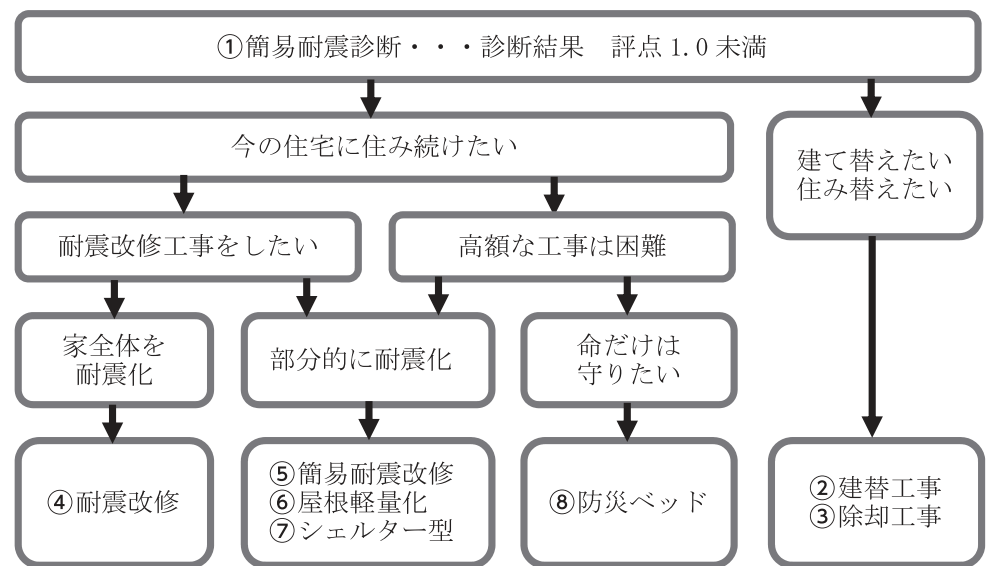


表1 耐震診断・補助メニュー一覧(戸建の場合)

項目	内容	金額
①簡易耐震診断	市が簡易耐震診断員を派遣し、簡易耐震診断を実施	一部自己負担
②建替工事費補助	建て替えによって安全性を確保する工事への補助	上限100万円
③除却工事費補助	耐震診断の結果、安全性が低いと診断された戸建て住宅を除却する工事への補助	上限50万円
④耐震改修工事費補助	筋交いなどを設置し、安全性を確保する工事への補助	上限100万円
⑤簡易耐震改修工事費補助		上限50万円
⑥屋根軽量化工事費補助	土葺き瓦屋根を軽量化する工事への補助	定額50万円
⑦シェルター型工事費補助	居室内の安全性を確保する工事への補助	上限50万円
⑧防災ベッド等設置助成	安全な空間を確保する防災ベッドなどの設置への補助	定額10万円